

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領

環境にやさしい農業拡大推進事業については、環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付要綱（平成29年4月1日付け28農支第4058号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県では東日本大震災以降、放射性物質の吸抑制対策や農産物の検査体制の構築に取り組み安全な農産物の供給に努めてきた。しかしながら、他県産農産物に比べ価格や市場競争力は低下したままであり、依然として本県に対する風評は解消されていない。

また、近年、農産物の消費量の減少から産地間競争が激化する中、有機栽培等の安全・安心を基調とした消費者へのイメージ戦略は、他産地との差別化による販売戦略として重要性が高まっている。

このような状況において、本県産有機農産物の消費者への提供により震災からの復興をアピールするとともに、有機農産物を核とした環境にやさしい農産物の供給拡大により本県産農産物のイメージアップを図ることで、風評払拭を効果的に進めることを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表のとおりとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体の長に対し補助する。

第4 事業実施計画の審査及び承認等

- 1 事業実施主体の長は、あらかじめ事業実施計画承認申請書（様式1）を農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長等」という。）に提出し、農林事務所長の審査を受ける。
- 2 所長等が事業実施計画を審査し適当と認めた後に、所長等は事業実施主体の長に対し承認を行う。なお、農林事務所長は承認を行う前にあらかじめ農林水産部長に協議する。また、審査は、別途定める「環境にやさしい農業拡大推進事業審査基準」に基づき行う。
- 3 事業実施主体の長は、前項の承認を得た後に、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

第5 事業計画の変更

- 1 事業実施主体の長は、事業実施計画の承認を受けた後に、補助金交付要綱の別表に定める軽微な変更を除き、当該計画を変更する場合、あらかじめ変更承認申請書（様式2）を所長等へ提出し変更承認を受ける。手続きは上記第4の1及び2に準じる。
- 2 所長等は、審査の結果適當と認められるときは、事業実施主体に対し事業実施計画の変更承認を行う。

第6 成果確認検査

事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第7 実施状況報告

- 1 事業実施主体は、実施状況報告書（様式3）を作成し、翌年度の5月末日までに所長等に報告する。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書の目標年度において実施状況報告書（様式3）を作成し、翌年度の5月末日までに所長等に報告する。
- 3 農林事務所長は、上記第7の1及び2で提出があった書類の写しを6月末日までに農林水産部長に提出する。

第8 調査への協力

事業実施主体は、目標達成に向け、必要に応じ、県が実施する実施状況調査等に協力するものとする。

第9 その他

- 1 交付要綱の様式第1号、第3号、第7号中の「事業（変更）の内容」の別紙については、様式4のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領 別表 (実施要領第2関係)

事業の内容	事業実施主体	補助率	補助対象 説明	採択要件
有機 J A S 認証等 拡大推進事業	農業者、農業者の組織する団体、農業を営む生産農業法人(ただし別に定める基準による)	新規取得の場合 3 / 4以内 継続の場合 1 / 2以内	(1) 有機 J A S 認証取得 有機 J A S 認証取得(新規・継続)に必要な費用の一部(ただし別に定める基準による。また、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは4カ年までとする。) (2) 福島県特別栽培農産物認証取得 福島県特別栽培農産物認証取得(新規)に必要な費用の一部(ただし別に定める基準による)	事業年度内に認証取得に必要な費用を認証機関へ支払ったことが確認できること
	民間団体、農業協同組合、農業者の組織する団体(ただし別に定める基準による)	(1) 1 / 2以内 ただし 200万円を上限とする (2) 定額 ただし、30万円を上限とする	有機 J A S 小分認証取得に必要な次の経費(ただし別に定める基準による) (1) 小分認証(新規)の取得に必要な施設の整備費用 (2) 小分認証(新規)取得費用	事業年度内に認証取得に必要な費用を認証機関へ支払ったことが確認できること

環境にやさしい農産物供給体制の整備	農業者の組織する団体等(ただし別に定める基準による)	1／2以内 ただし1,000万円を上限とする	<p>環境にやさしい農産物の生産・出荷体制の整備に必要な機械の購入費、パイプハウス、予冷庫等の施設にあつては、工事費、実施設計費及び工事雑費（ただし別に定める基準による）</p> <p>導入対象機器は、以下のとおりとする。</p> <p>紙マルチ田植機、乗用高能率水田除草機、水田除草機、園芸用パイプハウス、予冷庫、色彩選別機、野菜移植機、野菜収穫機、自動水管理システム（自動水位計、自動給水装置）等</p> <p>ただし、次に掲げる機器等は除く。</p> <p>ア 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの</p> <p>イ 本事業による導入以前に利用された実績のあるもの</p> <p>ウ 利用者が既に利用している機器等と同程度の能力の機器等</p>	
-------------------	----------------------------	---------------------------	--	--

※環境にやさしい農産物とは、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」第2条に定める有機農業で生産された農産物及び「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号）総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）に準じたもので、かつ、認証機関から福島県特別栽培農産物認証を受けた農産物とする。